



金属労協政策レポート

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協/IMF-JC）
 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階
 TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.imf-jc.or.jp>
 編集兼発行人 若松 英幸

2009.5.13 **号外**

金属労協「地方における政策・制度要求2009」

2009年4月28日

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協/IMF-JC）

はじめに

金属労協では、「民間・ものづくり・金属」に働く者の立場から、政策・制度要求の取り組みを展開しています。2008年4月には、2008～2009年の2年間に亘る「政策・制度要求」を策定し、対政府要請を行ってまいりましたが、2008年9月のリーマン・ショック以降、経済危機・雇用危機が深刻化し、とりわけものづくり産業・金属産業を直撃する中で、12月に非正規労働者に対する緊急支援策、2009年2月には総合的な緊急雇用対策をとりまとめ、政府に対し、その実現を強く求めてまいりました。

経済危機・雇用危機は、地方において一層厳しいものとなっています。金属労協の主張する政策・制度要求、雇用対策については、地方が密接に関わり、地方が主軸となって展開すべきものも多くなっていることから、金属労協の地方ブロックと地方連合金属部門連絡会など都道府県の金属組織とが連携を図り、地方連合を通じてその実現を図るべく、活動を推進していくこととします。

経済危機・雇用危機と金属労協の政策・制度要求

金属労協では2008年4月、

- *民間産業に働く者の観点
- *わが国の基幹産業たるものづくり産業に働く者の観点
- *なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

に立って、産業の健全な発展と勤労者生活の向上、わが国経済の安定成長と世界経済全体の発展をめざす、「2008～2009年政策・制度要求」を策定し、政府・政党に対する要請活動を展開してまいりました。具体的には、

- (1) わが国経済・社会全体の持続可能性を確保するための「ものづくりを中核に据えた国づくり」
- (2) 地球温暖化を抑制し、持続可能な低炭素社会を作るための「世界最先端の環境対応」

(3) 公正・有効に機能する市場経済の構築を前提に、行政・財政の持続可能性を確保するための「政府は政府のなすべき仕事に特化」

(4) 公正・有効に機能する労働市場を構築して格差是正を図り、超少子化の流れを押しとどめ、わが国全体の持続可能性を高めるための「良質な雇用の創出とワーク・ライフ・バランスの実現」

をめざすものです。

こうした中で、2008年9月にリーマン・ショックが発生し、アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界の金融危機が、わが国の実体経済に甚大な影響を与えるところとなりました。とりわけ、わが国の基幹産業たるものづくり産業・金属産業に対する打撃は大きく、内外需は急激に落ち込み、きわめて厳しい生産の減少、収益の悪化に見舞われ、雇用調整を余儀なくされるところとなっています。交替シフトの変更、非稼働日設定、一時帰休、そして期間従業員、派遣労働者、請負労働者など非正規労働者の雇止め・解雇が激増しています。

2008年年末には、雇止め・解雇された非正規労働者の生活確保の問題が大きな社会問題となり、金属労協としても、労使協議の中で非正規労働者を含めた雇用維持に最大限取り組むとともに、2008年12月、厚生労働省に対して「非正規労働者の雇用情勢の悪化に対する緊急要請」を行いました。

* 住居のない不安定就労者に対する総合的支援の抜本的拡充。

* 非正規労働者に対する雇用保険の臨時・緊急的な対応。

* グリーン分野における雇用創出。

などを内容とするもので、政府の「生活防衛のための緊急対策」にも反映されるところとなっています。

2009年2月には、非正規労働者支援策に加え、勤労者全体の生活の底支えを図る「雇用危機を打開し、勤労者生活の底支えを図る緊急的な雇用対策」を策定しました。

* 雇用保険の財源確保、雇用保険適用対象者の一層の拡大、ハローワークにおける対応強化、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件の緩和など、雇用保険制度の強化。

* 失業者に一時的な雇用の場と教育訓練を提供し、正社員としての就職を斡旋する「雇用確保・能力開発システム」の導入。

* 環境対応の新製品への買い替え・新規購入促進などによる内需喚起と雇用創出。

などを主張するもので、厚生労働省、内閣府、経済産業省、民主党をはじめ関係各方面にその実現を強く求めました。これらの要求については、とくに雇用調整助成金や環境対応の内需喚起などの関係を中心に、政府の「経済危機対策」(2009年4月)において、取り入れられる状況となっています。

民間・ものづくり・金属の立場からの地方における政策・制度の取り組み

経済危機・雇用危機は、地方において一層厳しいものとなっています。2年間の「政策・制度要求」や緊急雇用対策で提案している具体的な項目の中には、地方が密接に関わり、また地方が主軸となって展開すべきものも多く含まれています。

地方では、その地方の事情を反映した政策・制度の活動がまず第一に重要ですが、それとともに、金属労協の掲げる政策・制度課題に関しても、金属労協の地方ブロックと地方連合金属部門連絡会など都道府県の金属組織とが連携を図り、地方連合を通じてその実現を図るべく、活動を展開していくということが、大きな意義を持っています。

金属労協の「政策・制度要求」のうち、地方に密接に関わるものとしては、以下のような項目があります。各地方において、政策・制度に関する議論を進める中で、これらの項目についても検討し、地方の実情に照らし、取り組みが有効と考えられる場合には、「民間・ものづくり・金属」の立場から、地方連合に対して働きかけを行い、連合内の他の労働組合と意見交換・情報交換を深め、また組織内地方議員のみなさんと連携し、地方公共団体や政党に対する要請活動を行い、さらに経営者団体やその他関連組織に対し理解促進活動を行うなど、実現に向けた活動を展開していくこととします。とりわけ、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の活用拡大(具体的要求項目の1)、ものづくり教育の強化(同7)、地方公共団体における仕分け作業の促進(同8)については、可能な限り、具体的な展開をお願いします。

具体的な要求項目

1. 雇用を守り抜くための雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の活用拡大

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、企業内での雇用維持にきわめて重要な役割を果たしています。2009年2月の休業・教育訓練の実施計画届受理状況を見ると、全国で両制度あわせて30,621事業所、対象者は1,865,792名に達しています。しかしながら、申請書類作成が非常に難しく手間がかかること、窓口が混雑しており、相談に時間がかかること、支給申請から実際の受給までにかかなりの日数がかかってしまうこと、などの声が多く聞かれます。

雇用調整助成金については、基本的には、ハローワークだけで手続きが済むようになっているはずですが、現実には、ハローワークでは具体的な内容まで相談に応じることができず、都道府県労働局に相談しなければ書類作成が不可能な場合も見られます。労働局は都道府県に各1箇所ですし、相談が1回で済むとは限りませんから、地域によっては、そこに赴くだけでも大変なことになります。また結局は、都道府県労働局が対応できる数しか、受け付けることができません。

受給のための説明会・相談会なども行われていますが、例えば愛知県内では、2009年3月に県内各地で合計15回

の説明会・個別相談会が行われているのに対し、東京・千葉・埼玉・神奈川では、一都三県の合同説明会が1回開かれています。愛知県内での必要性が高いことは理解できますが、それにしても、地域ごとに対応の違いが大きすぎるのではないかと考えられます。

都道府県労働局やハローワークに対して、下記のような受け入れ体制強化を要請していくとともに、地方公共団体に対しても、受け入れ体制強化を関係方面に申し入れていくよう、要請していくことが重要です。

- ①雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金に関する説明会・相談会を、当面、都道府県内主要地域ごとに少なくとも月1回は開催するよう、都道府県労働局・ハローワークに対し要請する。
- ②雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の初回の支給は、支給申請から2カ月以内とされているが、少なくとも支給申請から1カ月以内に支給するよう、都道府県労働局・ハローワークに対し要請する。
- ③地域における雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の手続き業務に関する社会保険労務士報酬の実態を調査し、必要な場合には、関係方面に対し問題提起する。
- ④地域の事業所が速やかに雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を受給できるよう、都道府県に対し以下のような支援を要請する。
 - * 都道府県労働局、ハローワーク、社会保険労務士会に対する都道府県からの働きかけ。
 - * 社会保険労務士と契約を結び、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の相談業務・手続き業務を、都道府県のサービスとして実施する体制の構築。
 - * 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給申請を済ませた事業所に対して、支給申請額の一部を前貸しする制度の創設・拡充。
- ⑤地方連合として中小企業の労働組合に対する相談体制を一層強化するため、社会保険労務士会と連携する。

2. 失業者に一時的な雇用の場と教育訓練を提供し、正社員としての就職を斡旋する 「雇用確保・能力開発システム」の導入

地方公共団体などにおいて、離職を余儀なくされた非正規労働者に対し、臨時雇用の職を提供する動きが広がっています。しかしながら、応募者は決して多くないと指摘されており、将来の生活設計が描けないことが、原因なのではないかと推測されます。

2009年4月に発表された政府の「経済危機対策」では、「『緊急人材育成・就職支援基金(仮称)』による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援」が打ち出されていますが、職業訓練とともに、「緊急雇用創出事業」の予算なども活用して、公共サービスが手薄となっている仕事を中心にした「一時的な雇用」を併せて提供すれば、失業者本人に対し、多少でも高い生活費を支給することができ、また地域の生活環境の改善に寄与することができます。

「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」の詳細な中身については明らかではありませんが、職業訓練、再就職、生活への総合的な支援とともに、「一時的な雇用」とを併せて提供できるような、地域におけるスキームづくりを行っていくことが重要です。

①地方公共団体に対し、主に地域の生活環境の改善に資する分野で、公共サービスが手薄となっており、一時的な雇用の場の提供として適切な仕事があるかどうか、検討するよう要請する。

②地方公共団体に対し、「緊急雇用創出事業」および「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」の仕組みを併せて活用し、失業者に一時的な雇用の場と教育訓練を提供し、正社員としての就職を斡旋するスキームを整備するよう要請する。

緊急雇用創出事業:企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出を行う。

緊急人材育成・就職支援基金(仮称):若者・母子家庭の母など、雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付(仮称)」を支給する。

③地方公共団体に対し、失業者の教育訓練の場として、地域内の大学、短大、工業高校、専門学校などに協力を求めるよう要請する。

定員割れしている教育機関を、キャリア・コンサルティングと教育訓練、職業紹介を一体的に実施できる地域の拠点(コミュニティ・カレッジ)として活用するよう、地方公共団体に対し要請する。

失業者に一時的な雇用の場と教育訓練を提供し、正社員としての就職を斡旋する 「雇用確保・能力開発システム」のイメージ

1. システムの目的と基本的な仕組み

雇用保険を受給できない失業者に対し、一時的な雇用の場と教育訓練を提供し、生活の底支えを図りつつ、一般企業などへの正社員としての就職を斡旋することを目的とする。

一時的な雇用の場は、主に地域の生活環境の改善に資する分野で、公共サービスが手薄となっている仕事を中心に、地方公共団体から仕事を委託し、対象者が従事するようにする。仕事と並行して教育訓練の機会も提供し、一般企業などへの正社員としての就職や起業を促進する。

対象者に対し、「緊急雇用創出事業」および「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」を活用し、生活費を支給する。

2. 仕事の分野

具体的な仕事としては、地域の生活環境の改善に資する分野を中心として、以下のようなものが想定される。

- * 市街地や社会資本の清掃・美化・補修
- * 校庭の緑化、校舎への「緑のカーテン」の設置、それらの管理
- * 治安パトロール、消防活動の補助、不法駐輪取り締まり
- * 不法投棄の処理・防止
- * 登山道、海岸など、観光資源の整備・清掃・美化
- * 豪雪地帯における雪下ろし、除雪作業
- * 大都市近郊のスギ林の伐採
- * 管理が放棄された民有林の管理
- * 棚田の維持
- * 災害復旧活動
- * 外国人に対する日本語教育
- * 公共交通機関の運行が困難な地域におけるミニバスの運行
- * 高齢者、障害者、病人の介護・看護の補助、病院・施設への送迎サービス、家事援助
- * 地方公共団体の事務・事業で人手不足となっているもの
- * その他、地域の実情に応じて必要な仕事

このシステムの活用により、従来から当該の仕事に従事している人の雇用や賃金を脅かすことにはならない。また、建設業界における農業・環境・福祉分野などへの業態転換の動きや、市民のボランティア活動を阻害しないよう留意する。

3. 教育訓練と就職斡旋

地域の大学、短大、工業高校、専門学校などと連携し、対象者に対して教育訓練を実施し、職業能力開発と資格取得を促す。

とりわけ、定員割れしている教育機関を、キャリア・コンサルティングと教育訓練、職業紹介を一体的に実施できる地域の拠点(コミュニティ・カレッジ)として活用する。

従事した仕事、受講した教育訓練についてはジョブ・カードに整理し、これがプラス評価されるよう、地元企業に呼びかける。

3. 地方における需要喚起策

(1) 地方公共団体における省エネ製品の率先導入、公共施設における再生可能エネルギーシステムの導入

経済危機の真只中で、国・地方公共団体・民間が総力をあげて需要喚起に努めていかななくてはなりません。そうした状況下で、

- ・京都議定書の目標達成のため、わが国のCO₂排出抑制が喫緊の課題であること。
- ・環境分野こそ、わが国ものづくり産業の将来を担う成長分野であること。

からすれば、環境対応の新製品の購入・新システムの導入促進は、需要喚起策の主要な柱となります。

まず第一に、地方公共団体が省エネ製品を率先して購入すること、学校や病院など、地方公共団体が管理する公共施設に太陽光発電のみならず、風力発電、燃料電池発電システムを設置すること、都道府県道、市町村道の街路灯のLED化などが重要です。

LED灯は従来の水銀ランプや蛍光灯と比較して、大幅に省エネとなるので電気代が節約でき、CO₂排出量も削減されます。単価そのものはまだ高価なので、家庭での普及には時間がかかりますが、何倍も長寿命となるので、街路灯については、交換費用も節約できるという利点があり、積極的な利用拡大が望まれるところです。

- ① 地方公共団体に対し、地方公共団体ごとの温室効果ガスの排出抑制目標を前倒しで達成するよう、公用車の環境対応車両への切り替えや、省エネ型の事務機器・設備の導入を要請する。
- ② 地方公共団体に対し、役所や学校をはじめとするすべての公共施設で、太陽光発電のみならず、風力発電、燃料電池発電など再生可能エネルギーシステムを設置するよう要請する。
- ③ 地方公共団体に対し、地方公共団体もしくは自治会が管理する街路灯について、LED化を図るよう要請する。

(2) 環境対応の新製品への買い替え促進

経済危機・雇用危機の中で、家計が節約志向となっていることは否定できませんが、住民一人ひとりの環境意識を高め、省エネ製品への買い替えを促進することは、消費回復・内需喚起の有効な手段です。各種アンケート調査によると、政府の支給する定額給付金の使い道として「貯蓄」と回答する割合が多く見受けられますが、消費喚起、とりわけ経済波及効果の高い耐久消費財の消費喚起を行っていくことが重要です。また、政府は「経済危機対策」(2009年4月10日)において、省エネ家電を購入した際に、購入費用の5～10%を還元する「エコポイント」の普及促進をめざしています。地域において「エコポイント」加盟店を増やすとともに、「バイ・エコプロダクト!(省エネ製品を購入しよう!)」運動を展開することは大きな意味があります。

また、商業地区内における国道や、都道府県道、4車線以上の市区町村道における無電柱化率は全国平均で48%となっていますが、北陸地方においては67%と無電柱化が進んでいます。安全かつ快適な街づくりを推進し、地域

において美しい町並みを形成することによって、住民の環境意識の向上が期待できることから、北陸以外の地域においても無電柱化を推進していくことは重要です。

①地方公共団体に対し、地域における「エコポイント」加盟店を拡大する取り組みを求めるとともに、あわせて、住民一人ひとりの環境意識を高めつつ、省エネ製品への買い替えを通じて内需喚起につなげていく「ハイ・エコプロダクト!(省エネ製品を購入しよう!)」運動の展開を要請する。

またその際には、家庭において、買い替えによる省エネ効果がとくに高いとされるエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、照明について、トップランナー基準の製品など、省エネ家電製品への買い替えを積極的にアピールするよう要請する。

②地方公共団体に対し、歩行空間のバリアフリー化や防災対策に加え、美しい町並みを形成することによって住民の環境意識の向上を図る観点から、幹線道路および非幹線道路における無電柱化の推進を要請する。

(3) 社会資本の老朽化をくい止め、耐震化を促進

終戦後、わが国が営々と築き上げてきた社会資本も、「建設後相当の期間を経過するケースが増えつつあり、老朽化に伴う障害事例が見られる」(2005年度国土交通白書)状況にあります。

地方公共団体の保有する社会資本についても、補強、長寿命化対策、ストック活用型更新などを含めた社会資本の維持管理に力を注いでいくことが重要です。

全国の公立小中学校の施設の中で、耐震性のある建物は62.3%に止まっており、同じく全国の病院(民間を含む)の中で、耐震基準を満たしているのは50.8%にすぎません。住民生活の安心確保の点から、早急な耐震対策が必要となっています。

①地方公共団体に対し、地域の社会資本について、建設後の年数、維持管理の状況、その費用、将来的な改良・維持管理・更新の必要性、その計画と財政見通しなどに関して情報提供を求め、老朽化の進んでいる社会資本の補強、長寿命化対策、ストック活用型更新などを要請する。

ストック活用型更新:老朽化した社会資本を建て替えるのではなく、できるだけ少ないコストで改修し、新しい設備と同等の効果を発揮するようにすること。

②地方公共団体に対し、学校、病院をはじめとする地域の社会資本について、耐震化の進展状況などの情報提供を求め、耐震対策の終わっていない社会資本の耐震化を急ぐよう要請する。

とくに、組合員が不安に感じているような物件があれば、個別に確認する。

(4) 農業などグリーン分野における雇用創出

地方にとって農業経営の強化は重要な課題であり、雇用の場としても大いに期待されますが、そのためには、まず経営基盤を強化することが不可欠です。

政府は、国内農業の経営基盤強化を進める上で重要な取り組みとして、農業経営の法人化や、一般企業などによる農業参入の促進(2010年度までに500法人)を掲げています。2008年9月1日現在、155市町村で320法人(株式会社170、特例有限会社85、NPOなど65)が参入していますが、参入農地面積は950ヘクタールと、農地全体面積(467万ヘクタール)のわずか0.02%に過ぎません。

農業生産法人や株式会社が農業に参入する際には、農地は貸借方式に限定されています。貸借期間は長期化が進められていますが、現在まで行われているリース契約では、その平均期間はわずか5.5年です。このように短い貸借期間は、長期安定的な農業経営に向けた意欲を削ぐ恐れがあり、そこで生まれる雇用も不安定なままとなってしまいます。

現実には、耕地面積は1990年の4,198,732haから2005年には3,608,428haへと激減し、逆に耕作放棄地率は3.5%から9.7%に急増しています。経営耕地面積を維持していくためには、個人経営だけではやっていけないことは明らかで、経営規模の拡大や法人化を促進することが不可欠といえます。農業に従事しようという若者も増えてきていますが、安定的な雇用の場を創出していくという観点からも、法人化が重要です。

①地方公共団体に対し、農業経営の大規模化・法人化を積極的に推進するよう要請する。また、農林水産業と外食産業、食品製造業、小売業などの農商工連携を進め、商工業者による農業経営参入を促進するよう要請する。

②地方公共団体に対し、農業生産法人や農業に携わる株式会社への農地貸借を促進するよう要請する。

4. 非正規労働の離職者に対する住宅・生活支援、再就職支援の強化

雇止め・解雇された非正規労働者に対しては、国として、「解雇等による住居喪失者に対する就職安定資金」の融資、雇用促進住宅1万3千戸の提供などの住宅・生活支援を行っています。

しかしながら、住宅入居資金の貸付を受けたとしても、家主が積極的に貸し出すかどうかは非常に疑問です。また、雇用促進住宅1万3千戸といっても、所在地が就職活動の可能な範囲にあるものは限られています。民間には遊休アパートが相当数存在するものと考えられますが、地域の実情に即して、地方公共団体が民間遊休アパートを借り上げ、公営住宅の空き住戸とともに、失業者に安価に転貸するような仕組みを早急に整備することが有効と考えます。

若年者トライアル雇用は、終了者の正社員移行率が高く、非正規労働者が正社員として就労するためにきわめて重要な役割を果たしていますが、経済情勢の悪化とともに、企業の利用が落ち込むことも懸念されますので、積極的

な利用促進が重要です。

ジョブ・カード制度についても、正社員経験の少ない非正規労働者の正社員就労促進に大きな役割を果たすことが期待されていますが、2008年4月の開始以来、利用はごくわずかに止まっていることから、制度の周知徹底、利用促進に全力をあげることが重要です。

- ①地方公共団体に対し、雇止め・解雇された非正規労働者や、日雇派遣などの仕事をしているものの住宅のない人などの状況について情報提供を求め、必要な場合には、これらの人々に対する住宅支援として、民間遊休アパートを借り上げ、迅速に安価で提供できる仕組みを創設するよう要請する。
- ②労働組合として、企業や勤労者に対し若年者トライアル雇用、ジョブ・カード制度に関する周知活動を展開するとともに、とりわけ企業に対し、若年者トライアル雇用やジョブ・カード制度の積極的な活用を要請する。

5. 外国人労働者への支援強化

外国人労働者、とりわけ日系人については、多くが非正規労働者として就労しており、2008年10月以降、大量の離職者が発生しているものと考えられます。合法的に就労している外国人労働者に対しては、日本人と同等の支援が行われますし、加えて、外国人労働者に対する相談・支援体制が強化（ハローワークでの母国語対応、市町村と連携したワンストップサービスコーナーの設置、雇用保険受給期間中の日本語能力も含めたスキルアップ研修）されているところです。

しかしながら、地方公共団体のホームページを見ても、外国人労働者に必ずしも親切な情報提供が行われていない場合があります。住宅・生活支援、再就職支援の諸施策に関し、これまでわが国ものづくり産業の一翼を担ってきた日系人に対して積極的に情報提供し、丁寧な対応を行っていくことが重要です。

外国人研修・技能実習制度については、これまでも不正な手続きや運用、人権侵害や法令違反が指摘されてきましたが、経済危機・雇用危機の中で、さらにひどい状況が発生する危険性も大きいことから、受け入れ機関、受け入れ企業における状況の掌握がきわめて重要となっています。

- ①労働組合として、外国人労働者に対する地方公共団体の対応について調査した上で、不十分な場合には、雇止め・解雇された外国人労働者に対する住宅・生活支援、再就職支援に関し、外国人労働者に対し積極的に広報活動を行い、外国人労働者にとって利用しやすい丁寧な対応を行っていくよう、地方公共団体に要請する。
- ②JITCO（国際研修協力機構）地方駐在事務所、労働基準監督署、地方公共団体に対し、地域における外国人研修生・技能実習生の生活、賃金・労働条件、職場環境などに関して、状況の掌握をとくに強化するよう要

請する。

- ③労働組合として、地方連合などに寄せられた日系人、外国人研修生・技能実習生など外国人労働者に関する問題事例の情報について、JITCO地方駐在事務所、労働基準監督署、地方公共団体などに速やかに連絡し、迅速な問題解決を図る。

6. 小学校における保育所の併設、学童保育などの拡充

厚生労働省のデータによれば、2008年4月1日現在の保育所待機児童は、前年に比べて5年ぶりに増加に転じ、19,550人となっています。保育所利用児童の割合(保育所利用児童数÷就学前児童数)は、3歳以上児で見ても40.0%にすぎません。雇用不安・収入不安が高まる中で、共稼ぎの必要性がさらに高まり、潜在的な待機児童はきわめて大きなものとなっている可能性があります。

就学前の教育・保育を一貫して提供する「認定こども園」は、2006年10月の制度発足以来、2008年4月1日時点で229件が認定を受けているにすぎません。2007年4月時点の見込みでは、2008年度以降に申請されるものも含めて、合計2,096件になるものと予想されていましたが、これに遠く及ばない状況となっています。

保育所は託児所とは異なり、単に預けるだけでなく、良質な保育のできる環境を整えていかななくてはなりません。質も量も確保し、利用者に便利で、安全、しかも初期コストを抑えるためには、小学校に保育所を併設するのが最適と考えます。小学校であれば、日本全国に、多くは徒歩圏内にあるわけですし、校庭もあり、給食を実施している小学校の48.9%には調理場も備えられています。保育所は厚生労働省、小学校は文部科学省という縦割りを乗り越え、保育所の小学校への併設を進めていくことが重要です。

認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型とがあります。幼稚園型以外の認定こども園や保育所では、園庭(屋外遊戯場)について、施設の付近に適当な場所があればよいことになってはいますが、好ましくないことはいうまでもありません。また給食については、保育所型以外の認定こども園では、給食センター方式でよいことになってはいますが、幼稚園とは異なり、給食が子どもにとって一日の中で最も充実した食事である可能性があることを考えれば、施設の中で調理したほうが良いと言えます。保育所に対する需要の高い大都市圏の方が、むしろ単独調理場方式の小学校が多くなっていることは重要です。

なお問題は、小学校に「余裕教室」が存在するかどうかということです。「余裕教室」を必要性の少ない倉庫や会議室にしている場合もあることから、単に小学校に問い合わせるだけでなく、その小学校で以前より学級数が減っているかどうかなど客観的なデータに基づいて、現地を視察した上で判断する必要があります。

学童保育についても、保育所を卒業した子どもの6割しか学童保育に入所できないため、小学校に入学すると、親のひとりが退職しなくてはならない「6歳の壁」「小学1年生の壁」という現象が指摘され、また一方で、学童保育の「マンモス化」が大きな問題となっています。全国学童保育連絡協議会の2008年の調査によると、全国の学童保育の

52.2%が1施設(クラス)40人以上、うち14.1%が71人以上で、「大規模化により、保護者が入所をためらったり」「大規模化は子どもに過酷な生活を強いるため、『行きたくない』という子どもが増えてしまう」と指摘されています。

2007年度より、「放課後子どもプラン」が始まり、厚生労働省所管の学童保育と、文部科学省の放課後子ども教室とを、「一体的あるいは連携して」実施することになっています。しかしながら、学童保育と放課後子ども教室を「一体的」に統合してしまった場合には、共働き家庭・ひとり親世帯などの子どもたちに対し、子どもの置かれた状況に十分配慮した遊びや生活の場を提供することができない、と指摘されています。

学童保育は「家庭に代わる毎日の生活の場」であり、一方、放課後子ども教室は「子どもが自由に出入りできる居場所づくり」です。このように対象・目的に違いがあることを十分に踏まえ、「一体的」ではなく、それぞれ拡充を行っていくことが重要です。

放課後子ども教室:すべての子どもを対象に、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域住民の参画を得て、勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流を行う。

保育所の開所時間(保育時間)については、私営では84.7%が延長保育(11時間超の開所)を実施しているのに対し、公営では延長保育実施が46.4%に止まっており、大きく立ち遅れています。18時30分には過半数の公営保育所が閉所してしまい、働く親にとって大きな制約となっています。

保育所や学童保育の開所時間については、長ければよいというものではありませんが、子どもが帰宅後、食事時間、睡眠時間などを十分に確保できることを基本としつつ、適切な制度設計により、親の突発的な事情・特別な事例にも対応可能な柔軟な制度としていくことが重要です。

保育士または看護師などの資格者が居宅で保育を行う保育ママ(家庭福祉員)の制度や、財団法人女性労働協会の実施する「保育サービス講習会」を受講した者が、育児の援助(保育所までの送迎、保育所開始前や終了後の預かり、冠婚葬祭や買い物などの際の預かりなど)を行うファミリーサポートセンターの事業は、よいアイデアであるにもかかわらず拡大が進んでいません。保育・育児サービスを提供する側、利用者双方に不安のあることがネックではないかと考えられ、こうした不安を解消するための仕組みづくりが重要と言えます。

①地方公共団体に対し、小学校における保育所の併設を進めるよう要請する。

②地方公共団体に対し、学童保育について、他の地域との比較などの情報提供を求めた上で、

*放課後子ども教室とは独立した施設を、小学校内に併設すること。

*学童保育1施設(1クラス)あたりの児童数は、40名を上限としていくこと。

*可能な地域では、年齢幅を小学校4年生以上にも広げていくこと。

などを要請する。

③地方公共団体に対し、公営保育所や学童保育の開所時間(保育時間)について、児童が帰宅後、食事時間、

睡眠時間などを十分に確保できることを基本としつつ、延長保育の回数規制と、回数が増えると保育料が高くなる仕組みとの組み合わせなどにより、親の突発的な事情・特別な事例にも対応可能な柔軟な制度とするよう要請していく。

- ④保育ママや、ファミリーサポートセンター提供会員による保育・育児については、例えば、サービス提供者の資格要件の厳格化、職務経歴などの利用者に対する開示、行政としてのサポート体制の拡充など、保育・育児サービスを提供する側、利用者双方の不安を解消できるよう、地方公共団体に対し制度の改善を要請していく。

7. 「ものづくり教育」の強化

非正規労働者の雇止め・解雇、正社員の雇用調整が相次ぎ、まさに雇用危機の状況を呈していますが、一方で中長期的には、金属産業をはじめとするものづくり産業では、技術・技能、経験と知恵を有する団塊の世代の引退時期を迎え、若者人材に対するニーズは非常に強いものがあります。

一方、親の雇用不安・収入不安により、就学の困難な若者も増えてきているものと想定されることから、こうした若者を支援し、将来的にもものづくり産業への就職を促していくことが重要となっています。

工業高校はかつて、企業における中堅技術者など、わが国の産業経済の発展を担う中核的な人材を育成する上で、大きな役割を果たしてきました。現在でも企業からの潜在的な求人ニーズは大変強いものがありますが、若者の「製造業離れ」が進み、学校数、生徒数は長期的に減少傾向を辿っています。

しかしながら一方で、工業高校の特色を生かし、科学技術の進歩、産業構造の変化、地域のニーズに対応した、子どもたちにとって魅力ある学校づくりを行っている高校も増えてきており、そうした取り組みを拡大していくことが重要となっています。

また、以前は日本育英会が行っていた奨学金制度は、現在、高校生については都道府県に委ねられていることから、工業高校生に対し、返済不要の給付奨学金制度を創設することなども検討していくべきです。

子どもたちの理数科離れ、ものづくり離れが指摘されていますが、一方で、地方公共団体・企業・NPOなどによる科学実験教室や工作教室が人気を集めており、子どもたちの潜在的な興味が失われている訳ではないということがわかります。こうした取り組みを促進し、拡充を図っていくため、材料費など運営のための資金提供、情報システムの構築、相談窓口の配置、公共施設の活用、児童募集への協力など、公的な支援体制の整備が重要となっています。

- ①労働組合として、地域の工業高校において例えば、

・卒業生が、機械や工具の扱い方など基本的な知識・技能を習得しているか、地場の企業が求める技能や、ものづくりに取り組む姿勢を身につけているか。

・ジュニアマイスター顕彰制度などへの取り組み状況はどうか。

・就職支援活動はどうか。

・小中学校や地域と積極的な関係を築いているかどうか。

などを調査する。

調査にあたっては、県の工業高等学校長会、各地区や各県の技術・家庭科研究会、経営者、経営者団体などとの意見交換・情報交換を行う。

工業高校の取り組みが不十分な場合には、都道府県や地域において、他の地域の先進的な工業高校の活動事例などを紹介し、地方公共団体、県の工業高等学校長会に積極的な対応を要請する。

技術・家庭科研究会：中学校における技術・家庭科教育の研究ならびに振興を目的とする、技術・家庭科担当教員を中心とした組織。

②都道府県に対し、工業高校生を対象とする、返済不要の給付奨学金制度の創設を要請する。

③地方公共団体に対し、企業の技術・技能者を工業高校の講師として活用するよう要請する。

④ハローワークに対し、企業の技術・技能者を公共職業能力開発施設の指導員として活用するよう要請する。

⑤労働組合として、労働組合員・OBが参画し、小学生などを対象とする「ものづくり教室」を開催する。

その場合、事業所内や組合会館を利用するだけでなく、地方公共団体や学校と連携し、児童館・公民館などの公共施設を活用したり、放課後子どもプラン(学童保育、放課後子ども教室)の活動の一環として実施したりする。

⑥労働組合として、地方公共団体、企業、NPOなどが行っている「ものづくり教室」の状況について調査するとともに、地方公共団体に対し、支援体制の強化を要請する。

8. 地方公共団体において、「行政として本当にやるべきこと」ができるようにするための事務・事業の「仕分け」の実施と地方活性化

地方公共団体の財政事情は、きわめて厳しい状況にあります。もともと、超少子高齢化に対応するための財政支出が増大していますが、加えて、経済危機・雇用危機により税収が減少し、その中で、雇用の維持・創出をはじめとする住民の生活底支えのための財政支出を積極的に拡大していかななくてはならない、という三重苦の状態にあります。

こうした中で、地方公共団体が必要な政策を実施してゆくためには、いま現在、実施している事務・事業のすべてについて「仕分け」を行い、地方公共団体が行う必要のない事務・事業を取り止める以外に方法がありません。

「仕分け」とは、地方公共団体が実施している事務・事業に関し、名称や表向き目的・趣旨にとらわれず、本当に必要かどうかを根本から議論して、どの程度必要か、地方公共団体が自ら行うべきか、地方公共団体として民間委託

すべきか、民間に委ねるべきか、などを精査していく作業です。「青少年育成事業」という名称で、子どもをポニーに乗せる事業を行っていた地方公共団体がありました。「青少年育成事業」が必要なかどうかではなく、「子どもをポニーに乗せる」事業が、地方公共団体の事業として必要かどうかを真剣に検討し、必要ならば行う、あるいは民間に委託する。必要なければ行わない、ということです。

地方公共団体では、当然のことながら議会が意思決定を行います。が、「仕分け」は、議会に対し、客観的なアドバイスを与えるものといえます。

民間シンクタンク「構想日本」では、2002年より地方公共団体の依頼を受けて「仕分け」を実施しており、これまで34の地方公共団体で38回に達しています。このうち滋賀県高島市では、2005年度の一般会計歳出が262億円でしたが、2回の「仕分け」を通じて21.9億円の削減を行い、2007年度予算では242億円の歳出となっています。

「仕分け」の実施にあたっては、次のような点に留意します。

- 事務・事業の必要性や、誰が実施すべきかについて、「そもそも」から検討する。
- 「仕分け」作業は、公開とする。
- 「仕分け」作業を行う者(評価者)は、住民に限定しない。他の地方自治体の事例なども参考にする必要があり、幅広く人材を求める。
- 事務・事業の「仕分け」は、対象となる事務・事業の直接の関係者でない者の観点から、客観的に実施される必要がある。従って、当該部署の担当者や関連業界の者、それらのOBは、あくまでも現状を説明し、意見を述べる立場に止め、評価には加わらない。
- 「仕分け」は、ゼロベースから出発し、必要なことが合意された事務・事業のみ、引き続き実施するようにしていく。
- 「仕分け」の結果を地方公共団体の予算策定に反映させる。
- 「仕分け」をきっかけとして、公共サービスの分野に民間の人々の様々な創意工夫が活かされるようにし、もって地域経済の活性化を図る。

①労働組合として、近隣の地方公共団体が「仕分け」を行う場合には、これを見学する。

(原則として、事前登録なしで入退場自由。民間シンクタンク「構想日本」のホームページで確認できる)

②地方公共団体に対し、速やかに事務・事業の「仕分け」を実施するよう要請する。

少なくとも、地方公共団体職員や地方議会議員のみなさんが、他の地方公共団体における「仕分け」を見学し、調査・研究するよう要請する。

経済財政諮問会議有識者(民間)議員による「事業の仕分け」の概念図
 (国の行う仕分けについて整理したものであるが、基本的には地方公共団体でも同様)

